

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：西区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月 25 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・取得価格が 5 万円以上と見込まれる物品について、備品一覧には登録されているが備品台帳には登録されていなかった。 ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1．西区役所は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2．西区役所は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	・令和 8 年 2 月 6 日開催の区役所附設会館調整会議において、改めて「指定管理者制度運用に係るガイドライン（令和 7 年 12 月（改訂版））」の写しを提供するとともに、「物品管理マニュアル」「指定管理者制度の運用に係るガイドライン（令和 7 年 12 月（改訂版））」に基づき、指定管理者に対面にて情報共有及び注意喚起を行った。また、物品の適正な管理について令和 8 年 4 月 20 日に通知を発出し、関係職員へ改めて注意喚起を行った。さらに、令和 8 年 4 月 23 日に開催の庶務担当係長会で各課に対し同通知の説明を行い、改めて周知徹底を図った。 ・これまでに取得した物品含め、備品台帳及び備品一覧表について現物確認のもと整備を進め、会議室等が一般利用の予約で埋まっていることにより現物確認できていなかった備品等について、令和 8 年 4 月より指定管理者となった事業者と令和 8 年 4 月 30 日に確認を行い、備品台帳及び備品一覧の整備を完了した。なお、これまでに取得した物品の帰属調整についても完了している。また、現物確認の時期を毎年 6・9・12・3 月と定め、今後も継続的に指定管理者とともに物品の現物確認を漏れなく行うことを令和 8 年 5 月 1 日の調整会議で確認した。	措置済	令和 8 年 5 月 1 日